



SB 30・AWG ハイライト

2009年6月2日 火曜日

午前のSBI、SBSTAでは、ひきつづき開会プレナリーが行われた。午後からはSBIでプレナリーを再開、AWG-LCAでは非公式プレナリー、AWG-KPでは附属書I国の排出削減とAWG-KP 6で特定されたその他の問題に関するコンタクトグループがそれぞれ行われた。

SBI

組織上の問題: SBIのBratasida議長は、議題に関する非公式協議の継続を締約国に通達した。

非附属書I国の国別報告書: 非附属書I国の国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE): 本項目 (FCCC/SBI/2007/10/ADD.1; FCCC/SBI/2007/MISC.7 AND ADDS. 1 And 2)の下、数カ国の締約国が非附属書I国の国別報告書に関する問題について意見を述べた。

ニュージーランドは、AWG-LCAの下でのMRVおよびNAMAsに関する議論について触れながら、温室効果ガス (GHG)のインベントリが、国レベルにおいても国際的なレベルにおいても、情報に基づいた政策決定を行うために不可欠であると述べた。また、米国とカナダとともに、非附属書I国の国別報告書に記載される情報に関する小項目についての議論が行われないことに対する失望感を表明した。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、1年半の間、CGEが運営されていないとし、これは非附属書I国の国別報告書作成能力を損ねるものだと強調した。また、CGEのマンデート更新を支持しながら、CGEは途上国のニーズによって主導され、非附属書I国の国別報告書のいかなる見直しプロセスも受け入れられるものではないと述べた。資金・技術支援については、GEFの資金割当枠組み (RAF) に関するものも含めて、各種制約があることが遺憾であると述べた。また、非附属書I国がどれだけ約束を実施できるかという点は、先進国からの支援にかかっていると強調した。中国は、途上国の国別報告書作成費用の全額をカバーする新規および追加的な資金源への要求について強調した。



セントビンセント及びグレナディーン諸島は、AOSISの立場から、CGEのマンデートを更新する必要があると強調した。ウルグアイは、CGEの作業を中止するのは“機会損失”だと嘆き、それによるマイナスの影響について強調した。グレナダは、CGEの機能を再開させるための決議を要請し、技術支援や指針、教育訓練、ならびに情報とりまとめ等のCGEの役割について強調した。60ヶ国以上の途上国が第2次国別報告書を作成中であるとし、CGEの欠如によって途上国が条約プロセスに参加できなくなると述べた。セネガル、モーリタニア、タイは、それぞれ国別報告書を作成する上でCGEの支援が必要であると発言した。

ノルウェーは、もっと定期的にGHGインベントリを改善する必要があると強調した。米国は、この問題に関する作業は条約の究極目標を指針とするべきものであるとし、非附属書I国の排出量と条約の実施に関する情報の改善案を支持した。カナダは、国別報告書およびGHGインベントリが、気候変動に対する締約国の対策措置が及ぼす全体的な影響を評価する上で重要であると強調した。オーストラリアは、各国のインベントリ・レポートが2013年以降の期間に不可欠であると述べながら、組織能力向上の必要性を指摘し、すべての国からの定期的なデータ提供が必要だと呼びかけた。

資金・技術的支援: 非附属書I国の国別報告書 (FCCC/SBI/2009/INF.5)のための支援について GEFから報告があった。 Marie Jaudet (フランス) と Julia Martinez Fernández (メキシコ)が、非附属書I国の国別報告書に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

条約4条8項、4条9項: 決定書1/Cp.10 (プエノスアイレス作業計画)の実施に関する進捗状況:

SBIのBratasida議長は、本件については、SBI 29で何の結論も出せなかったと指摘した。クック諸島はAOSISの立場から、SBSTAからNWPに関して付託された提言についてSBIで検討するよう要請した(FCCC/SBSTA/2008/L.22)。 SBIのBratasida議長は、気候変動の悪影響に関する議論と、対応措置の影響に関する議論を分けて同じ時間を費やせるようにすることを提案した。

Leon Charles (グレナダ) が非公式協議を執り行う。

LDC (後発開発途上国) に関する諸問題: LDC専門家グループ (LEG) からは、LEGの作業と2009年3月にベニン・コトノウで開催された第15回LEG会合についての報告(FCCC/SBI/2009/6)が行われ、41のNAPAが提出され、実施に向けて3つのプロジェクトがGEFの承認を受けたとの報告があった。

レソトは、LDCの立場から、NAPAの完全実施に向けて、パイロットプロジェクトの実施以上に前進することが重要であると強調し、タンザニア、フィリピン、ツバルとともに、特に共



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>

同融資の要件など、プロジェクト融資の付帯条件の厳しさについて嘆いた。Margaret Sangarwe (ジンバブエ)が非公式協議を行う。



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

技術移転: 事務局より議題項目 (FCCC/SBI/2009/3; FCCC/SBI/2009/INFS.1 and 4; FCCC/SBI/2009/MISC.4; FCCC/SB/2009/1-3 and Summaries)の紹介があった。技術移転に関する専門家グループ (EGTT)からは、技術の開発・移転を強化するための将来の資金策に関する報告 (FCCC/SB/2009/2)があった。GEFは、技術移転に関する Poznań 戦略プログラム (FCCC/SBI/2009/3)の実施における中間進捗報告書を紹介した。

日本は、パフォーマンス指標がMRVに関するAWG-LCAの議論と強力な関係があると述べ、技術移転の促進のため、2つのグループが連携するよう支持した。ガーナは、G-77/中国の立場から、条約4条1項(C)及び4条5項 (技術移転)の実施の効果の点検作業を2010年6月まで延期するよう提案し、オーストラリアがこれを支持した。ベラルーシは、技術の開発・移転に関して、新たな補助機関を設置するか、あるいはEGTTを諮問センターのレベルまで強化拡大するよう提案した。また、経済移行国は、投資と低炭素技術への簡易なアクセスが必要であると強調した。フィリピンは、技術移転は条約の下での先進国の約束であるとし、マレーシアは、パイロットプロジェクトは永年の議論の末にようやく実施されたものだとし、遺憾の意を表明した。Holger Liptow (ドイツ) および Carlos Fuller (ベリーズ)がSBSTA/SBI合同コンタクトグループの共同議長を務める。

政府間会合のための調整: 事務局からは、COP 15では、特にハイレベルセグメント、両AWGの成果に関する問題および両SBの日程の問題などについて決議する必要があるとの説明がなされ、本件(FCCC/SBI/2009/7)に関する紹介があった。

COP 15・COP/MOP 5: デンマークは、参加者向けにCOP 15のロジ面の準備に関する最新情報について報告、全ての政府代表には2009年6月8日の関連サイドイベントへの出席を促した。

スーダン、G-77/中国の立場からこうした問題に関して、コンタクトグループの開催を要請した。オーストラリアは、両SBに対し限定的な時間を割り振り、今次会合でSBの作業をできるだけ完了させるよう提案した。ニュージーランドは、両AWGに密接に関連しており、おそらくは4日間のハイレベルセグメントにも絡んでくるSB議題項目への対応を要請した。フィリピンは、COP 15に途上国が参加するための資金支援を要請した。信託基金への寛大なる援助金について触れながら、有資格国に対し参加者2名の参加支援金が提供されることになるとし、寄付金を提供する立場の国々に対し資金支援を要請した。



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

今後の会合日程および政府間プロセス: 11月のAWG会合について、2009年11月2-6日、スペイン・バルセロナにて開催するという事で事務局からの確認があった。

オブザーバー組織: 気候行動ネットワークは、コペンハーゲン会議の交渉の鍵は透明性にあると強調し、公的な介入と協議を通じた市民社会へのインプットを求めた。国際自由労働組合連合 (ICFTU) は、社会経済側面を早期に考慮していくことで持続可能な解決法が生み出せると強調しながら、気候変動と労働との関連性についていかに対応すべきか説明した。Georg Børsting (ノルウェー) と Richard Muyungi (タンザニア) がコンタクトグループの共同議長を務める。

議定書の下での附属書I国からの報告および情報の検討: 本項目 (FCCC/SBI/2009/INF.2) について、事務局から紹介があった。中国は、検討プロセスに途上国を参加させることが重要だと強調し、参加を促進するためのキャパシティビルディングとテクニカルなトレーニングの必要性について指摘した。オーストラリアは、検討プロセスの改善を要請した。ニュージーランドは、タイムリーで効果的な検討を確保するためには、任意の財源からではなく、コア予算から資金を捻出すべきだと強調した。Anke Herold (ドイツ) が非公式協議を行う。

議定書 3条14項 (悪影響): Eduardo Calvo Buendia (ペルー) と Kristin Tilley (オーストラリア) が SBI/SBSTA 合同コンタクトグループの共同議長を務める。

遵守: 事務局から、遵守に関して議定書の改正を求める COP/MOP 1 でのサウジアラビア提案 (FCCC/KP/CMP/2005/2) に関して本議題の紹介があった。SBI の Bratasida 議長が関係締約国との協議の上、結論書草案を作成する。

SBSTA

手法問題 (条約): GHG インベントリ: 事務局から本項目 (FCCC/SBSTA/2009/INF.2) が紹介された。ニュージーランドは、トレーニング及びサポートのために事務局に資金を提供することが重要であると強調した。SBSTA の Plume 議長はトレーニングプログラムの更新とインベントリ専門家のトレーニングに関する具体的な提案が必要であると指摘。Anke Herold (ドイツ) が非公式協議を行う。

IPCC ガイドライン: 事務局から議題 (FCCC/SBSTA/2009/MISC.3) が紹介された。IPCC は、国別 GHG インベントリ作成力が無い国々のニーズについて強調しながら、特に現在の科学的慣行や基準を反映させて不確実性を低減するため、2006年 IPCC 国別 GHG インベントリ・ガイドラインの更新について議論した。オーストラリアは、2013年以降の成果を実施する上で締約国が确实



Earth Negotiations Bulletin
SB30

<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

にニーズを満たせるよう、2013年以降の枠組みの採択後のガイドラインの点検が必要だとしてこれを提案した。Riitta Pipatti (フィンランド) と Hongwei Yang (中国) による非公式協議が行われる。

手法問題 (議定書): HCFC-22/HFC-23: SBSTAのPlume議長は、HCFC-22(クロロジフルオロメタン) 冷媒製造過程に生じるHFC-23 (トリフルオロメタン) 破壊事業で認証排出削減量 (CER) の獲得をめざす生産施設の問題に係わる議題項目を紹介した。中国は、モントリオール議定書に基づき、HCFC-22の段階的生産停止に関するオゾン層破壊物質に関する最近の進展状況について強調し、将来的にはHFC-23施設が減少するとの見通しについて述べた。また、SBSTAに対し、本件に関して結論を出すよう求めた。Samuel Adejuwon (ナイジェリア) が非公式協議を行う。

炭素回収・貯留(CCS): カナダ、オーストラリア、クウェート、ナイジェリアは、CDMの対象としてCCSを含める案に支持を表明したが、アルゼンチン、ベネズエラ、ブラジルがこれに反対を唱えた。ベネズエラは、本件の検討に際してSBSTAとCDM理事会が相互に連携するよう求めた。BUSINESS AND INDUSTRYは、CCS無しで2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減することは難しいとし、対立は途上国が先進国で利用可能な技術へのアクセスを拒否するものだと主張した。

CO2換算のGHGs共通算定方式: 事務局は、ノルウェー・オスロにて2009年3月に開催された代替算定方式の科学に関するIPCC専門家会合のレポートを取り上げ、IPCCが主要な結論を提示していると述べた。

ニュージーランドは、100年という時間尺を用いる地球温暖化係数 (GWPs)では、不可逆的な影響を含め、100年を超える影響コストを反映させられないと事務局が指摘し、長寿命のGHGsの排出量の制限を強調した。スイスは、何らかの実行可能な代替算定方式へのスムーズな移行を確実にするための実地試験とその他の現実的なステップについて強調した。また、中国とともに、ありうる代替案の現状での問題点を指摘し、科学的な作業を更に進めるよう要請した。

Michael Gytarsky (ロシア) がコンタクトグループの議長を務める。

議定書2.3条 (政策措置の悪影響) : Eduardo Calvo Buendia (ペルー) と Kristin Tilley (オーストラリア) がSBI/SBSTA合同コンタクトグループの共同議長を務める。



関連国際機関との協力：UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、事務局と他の組織間の協力活動の概要を紹介した。中国は、今後の会議では事前に協力活動を取りまとめた文書を作成し、締約国に配布することを提案した。

SBSTA議長が結論書草案を作成する。

AWG-LCA非公式プレナリー

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、参加者が交渉文書（FCCC/AWGLCA/2009/8）を今後の作業の開始点として受け入れたことに感謝した。同議長は、締約国はこの文書を練り直し、提案を明確にできると述べた。さらに同議長は、この文書の構成や論点の展開の順序が最終文書の構成や内容、法的な形式を決めるわけではないことを強調した。

論点展開の順序に関し、AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、まず適応から始め、次に緩和、資金、技術を取り上げ、これにキャパシティビルディング関係をつけ、その後に共通ビジョンとしてはどうかと提案した。また同議長は、資金と技術を別個に取り上げることも提案、SBIの下でのキャパシティビルディング枠組をレビューするなら、AWG-LCAの作業を終わらせる上で有用なインプットになるはずだと指摘した。

フィリピンはG-77/中国の立場で発言、次の順序で扱うことを支持した、すなわち適応、資金、技術、緩和、共通ビジョン。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、G-77/中国からの明確化要請を受け、この文書の作成ではAWG-LCAワークショップでのプレゼンテーションも考慮に入れたと述べた。本文書と条約の条項およびバリ行動計画の要素との関連付けを図る提案について、同議長は、この文書を検討する際に締約国の方で改善できるのではないかと述べた。

AWG-LCA議長のZammit Cutajarは、まず文書全体を「行ごと」に読み上げることを提案、これで各提案を明確にでき、追加する箇所には印をつけ、ギャップがあるかどうかも判明すると述べた。また、文書の第2回の読み上げについてはいくつかのオプションを提案した、たとえば、非公式プレナリーで続ける、少人数のグループで特定の項目を検討する、それを公開するまたはオブザーバーには非公開とする、非公式プレナリーとスピノフのグループ討議などを含めたハイブリッドオプションにするなどである。同議長は、これについては後日議論し、決定されると述べた。

カーボヴェルデとカメルーンは、依然として一部の言語への翻訳がないことに懸念を表明した。

オーストラリアは、各国の予定に則った法的構造という同国の提案に焦点を当て、この文書の緩和セクションの初めにプレースホルダー（placeholders）を置き、この手法を取り入れるような構



成に調整することを提案した。同代表はさらに次のことを提案した：各章のはじめに共通要素を置き、共通するが差異のある責任を明確に反映させる、附属書への参照箇所を挿入する。

日本は、両AWGsの協調、一貫性、同調性を支持、本文書には両者の関係を反映させるとともに、AWG-KPで扱われた問題も盛り込むべきだと述べた。

バルバドスはAOSISの立場で発言、文書の中で適応と資金の強力な関係付けを行うよう提案、この文書では、バリ行動計画や科学が唱えているのと同様、緊急性の感覚を明確に表現する必要があると主張した。同代表は、最も脆弱な諸国のニーズを認識し、それを優先させ、さらに適応のために利用できるものと適応に必要なものとの間にはギャップがあることも明確にする必要があると主張した。さらに同代表は、文書の中の共通ビジョンの項目に、SIDSへの言及がないことを嘆き、バリ行動計画の中でLDCsとSIDSに言及した表現を、この文書でもその全体を通して主文に盛り込むべきだと述べた。

G-77/中国は、この文書では、同グループの提案の多くが適切に扱われていないとの見解を繰り返し、条約の条項に指針を得る必要があることを強調した。同代表は、各パラグラフにより実施促進が図れるのは条約のどの条項であるかを明確にする必要があると指摘した。さらに同代表は、表現方法を条約やバリ行動計画のそれと合致させる必要があるとし、「貧困な途上国」といった表現を取り入れて「諸国の分類をあいまいにさせる」ことに反対した。同代表は、実施方法と組織構成を区別することにも反対した。

ツバルは、議定書の形式でツバルが提出した文書に言及、これが交渉文書には反映されていないとして、次の改定文書に盛り込まれむことを望むと発言した。同代表は、AWG-KPでの議論は、別な成果文書を出すことになるはずだと指摘、コペンハーゲンでは2つの法的文書が出てくるだろうとの展望を示した。

南アフリカは、計画策定ではなく実施に焦点を当てる必要があると主張、適応の章は今のところ計画策定が中心になっていると指摘した。同代表は、先進国による緩和と途上国による緩和との間の「ファイアウォール」が最終合意文書の構造の基本になると主張した。同代表は、資金のセクションでの遵守に関する提案は、緩和、適応、技術のセクションにも広く適用されるべきだと指摘、キャパシティビルディングの文章をさらに練り上げる必要があると述べた。

チェコ共和国はEUの立場で発言、両AWGsの機能面でのつながりを指摘した。同代表は、EUが提出した低炭素開発戦略への言及が適正な内容でなされていないとし、多様な組織面の提案をそれぞれ



れ独立して載せるべきではないと述べた。同代表は、提案されている組織の機能を検討するため、どこかの時点で「一歩ひきさがる」よう提案した。

カナダは、共通するが差異のある責任とそれに対応する能力の原則を再確認するとともに、条約の下での締約国の共通の約束に焦点を当てた。同代表は、共通の約束が「万人向け」を意味するわけではないと説明した。同代表は、全ての先進国がその経済全体に係る2020年まで絶対目標を約束すべきだと述べた。同代表は、LDCs以外の全ての国が、それぞれの国情や緩和ポテンシャルに基づきNAMAsを実施し、2020年までにビジネスアズユージュアルなベースラインからの明確な乖離を図る必要があると指摘、各国のベースライン決定の能力を向上させる必要があると述べた。

AWG-KP コンタクトグループ

附属書I排出削減量：共同議長のGertraud Wollansky（オーストリア）は、交渉文書の推敲に焦点を当て、結論書の草案作りからは離れるべきだとAWG-KP議長の指示を想起した。同共同議長は、このコンタクトグループでの議論をどう進めるべきか、各締約国の見解を求めた。

中国は、文章ではなく数値に焦点を当てる必要があると主張した。南アフリカは、附属書I全体の排出削減量の規模から始め、その後、共同での貢献および個別の貢献に移ってはどうかと提案した。同代表は、AWG-KP 7では各締約国が個別の貢献度を決定する方法として異なる手法を示していたと指摘、これらの方法について議論する必要があるのではないかと述べた。また同代表は、約束期間の長さや数といった問題、そして基本年の問題は、どれも数値に関係してくると指摘した。ポリビアは、会議時間の3分の2を排出削減量と法的な問題に当てるとの合意を想起、焦点を排出削減量に絞るべきだと述べた。

スイスは、2009年6月17日に各締約国に通達される法的文書では、両方の数値を盛り込み、附属書I締約国がそれぞれの目標を達成するために利用できる手段も含めるべきだと述べた。オーストラリアとEUは、反復手法の必要性に注目した。スイス、オーストラリア、EU、日本も、数値は広範な内容の一部に過ぎず、単なる数値での合意よりも複雑なものになると述べた。EUは、これまでに附属書I締約国が約束した数値は、柔軟性メカニズムやLULUCF、バンカー燃料の排出量といった問題で、それぞれ異なる想定を行っていると述べた。同代表は、こういった想定条件を明確にしないなら、数値は「無意味なものになる」とし、日本もこの発言を支持した。南アフリカは、各締約国が規則は変更されないことを前提に数値に注目することを提案、その後、他のグループとの交渉をベースに規則が改正された場合には、それに応じて、数値レベルの大胆さを変更することについて議論できると述べた。



EUは、2020年までに1990年比で30%削減という全体目標を支持、責任や能力を加味した公平で比較可能な貢献度を決定する関連基準について、文書を提出したと指摘した。さらに同代表は、附属書Bに特定の国を追加することを検討するよう提案した。セネガルはアフリカグループの立場で発言、先進国の全体目標は、最終目標であるべきだと述べた。アルゼンチンは、全体目標値を科学に基づいたものにする必要があると主張、インドは、IPCC AR4において附属書I諸国の削減範囲を25-40%としたのは科学的な数値ではなく、先進国と途上国との努力の適切な分担を暗に想定したものだと警告した。日本は、米国抜きでの全体目標範囲の議論は決定的でないとして指摘、オーストラリアとともに、AWG-LCAでの緩和の議論との結びつきを強調した。日本は、「新しい効果のある国際合意」の必要性を主張、AWG-KPではその一部しか議論できないと述べた。

ロシアは、個別の約束の設定基準を議論することが重要だと主張した。カナダは、附属書Bの構成、基本年の選択、約束の表現方法、排出経路、約束期間の長さなどを議論するならば、建設的な個別目標の議論ができると指摘した。日本は、個別の約束を排出の削減割合ではなく、絶対量で表現することを提案、EUとノルウェーはこれに反対した。共同議長のWollanskyは、全体目標値に関する問題を念頭において、これを議論することから開始し、続いて個別の約束について反復方式で議論することを提案した。同代表は、水曜日に行われる継続の議論に向け、この計画を練り直して置くことを述べた。

AWG-KP 6で明らかにされた他の問題：AWG-KP副議長のDovlandは、コンタクトグループではAWG-KPの作業計画49(c)項に規定された問題に焦点を当てたことを想起した：すなわち柔軟性メカニズム、LULUCF、GHGsとセクターおよび排出源の分類、共通の計算方法、セクター別の排出量を対象とする手法の可能性、バンカー燃料、これまでの努力および実績の分析である。

このコンタクトグループの作業構成が議論の中心となり、締約国はそれぞれの優先問題を指摘した。AWG-KP副議長のDovlandは、優先度をつける必要があると指摘、LULUCF問題を議論するスピノフ・グループを結成し、この問題の議論に多くの時間を割くよう提案した。締約国はこの提案に同意した。EU、カナダ、コロンビア、パナマなど、一部の国は柔軟性メカニズムについて議論する必要性を強調、AWG-KP副議長のDovlandは、この問題も検討されることになることと述べた。

廊下にて

SBSTAとSBIは、それぞれの開会プレナリーを続けたが、AWG-KPとAWG-LCAはギアを一段上げて、コンタクトグループや非公式プレナリーを開始した。AWG-KPでは、この日の議論について「有用だったがあまりエキサイティングしなかった」と評するものがいた。午後は、コンタクトグルー



プでの議論に費やされ、この会期の残された時間内で、それぞれの作業をどのように構成するかといった手続き上の議論が中心となった。「その他の問題」に関するグループでは、ボンではLULUCFの議論を優先させることで合意したが、「数値問題グループ」では、全体約束と個別約束との反復審議を行う予定である。あるAWG-KPの参加者は、「良いスタートになった」と評し、「ただ「数値グループ」がどう進むのかは定かでない、まだかなり基本的なところで意見の相違がみられる」と述べた。

他方、議題の進め方やSBIでの資金メカニズムに関して、非公式協議が一日中続けられたが、ある参加者によると「ほとんど合意できたが、まだ完全な合意には至っていない。」

AWG-LCAの参加者は、最初の非公式プレナリーセッションを終えたが、問題の取り上げ方や交渉文書の最初の読み上げ後、どう進めるかなど、考える種がいくつも残されていた。心配げなオブザーバーの中からは、2回目の交渉文書の読み上げでは、交渉ルームの中に座れるのか外なのか、疑問を投げかける声が聞かれた。しかし11月の会議がバルセロナで開催されると決まったことで特に困ったものはいなかったようだ。ある極北の参加者は、「短パンを詰めていこう」と冗談を言っていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin c enb@iisd.org is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kati Kulovesi, Ph.D., Leila Mead, and Anna Schulz. The Digital Editor is Tallash Kantai. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development ? DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water



Earth Negotiations Bulletin
SB30
<http://www.iisd.ca/climate/sb30>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel : +81-3-3663-2500 Fax : +81-3-3663-2301

Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at [<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org), +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - June 2009 can be contacted by e-mail at [<kati@iisd.org>](mailto:kati@iisd.org).